

令和8年度 韓国現地商談会開催委託業務
公募型プロポーザル仕様書

1 事業目的

高知県は、来春の高知龍馬空港国際線ターミナルビルの供用開始を見据え、韓国からのインバウンド誘客に取り組んでいます。

本事業は、高知県内の観光事業者等と韓国の旅行会社等との商談会、懇親会、観光PRセミナーを開催し、高知県への旅行商品造成・販売を促進することを目的に実施します。

2 委託事業の概要

(1) 開催日等

開催日：令和8年9月14日または15日（いずれか1日）

会場：韓国ソウル市内のホテル

参加者：①韓国旅行会社等（30名程度）（旅行会社、ランドオペレーター、OTA）

②県内観光事業者等（30社程度）（宿泊・観光施設、飲食店、ゴルフ場 他）

(2) 全体のスケジュール

令和8年6月上旬 参加者募集開始

7月上旬 県内観光事業者等向け事前勉強会（オンライン可）

7月下旬 参加申込締切

8月上旬 参加決定通知

9月14日または15日 商談会等

9月下旬 アンケート、フォローアップ

3 委託業務の詳細

(1) 実施体制

- ・事業実施にあたり全体を統括する責任者「統括責任者」を置くこと。
- ・統括責任者は、十分な経験を有する者であることと。業務実績を明記すること。
- ・韓国語対応できるスタッフを配置すること。
- ・委託者が準備した韓国語の資料のネガティブチェックを行うこと。
- ・必要に応じて委託者と協議（オンライン可）すること。
- ・本事業の実施に関する有益な現地の情報などを収集した場合は、適宜、委託者と共有すること。

(2) 当日のスケジュール

①商談会（3時間程度）

②懇親会（1時間～1.5時間程度）

③観光PRセミナー（15分程度）

※スケジュールは目安です。より効果的な時間設定が考えられる場合は、代替案を提案すること。

(3) 会場の手配

- ・商談会、懇親会、観光PRセミナーは同じ会場で手配すること。
- ・会場はソウル市内中心部とし、韓国旅行会社等が参加しやすい施設とすること。
- ・会場について、観光PRにつながる装飾や展示コーナーの設置を行うこと。

(4) 参加者の募集

①韓国旅行会社等の募集及び決定

- ・開催日の概ね1ヶ月前に参加者を決定すること。
- ・直前のキャンセル等がないよう対応すること。
- ・参加者名簿、会社概要、商談希望など商談に必要な情報をとりまとめること。
- ・参加者は、委託者と協議のうえ決定すること。
- ・参加者へ、参加決定の通知及び必要な情報提供を行うこと。

②県内観光事業者等の募集及び決定

- ・委託者と連携して募集すること。
- ・参加者名簿、タリフ情報、写真、商談希望など商談に必要な情報をとりまとめること。
- ・参加者は、委託者と協議のうえ決定すること。
- ・参加者へ、参加決定の通知及び必要な情報提供を行うこと。

(5) 事前準備

①マッチング

- ・商談希望などを考慮し、委託者とも協議のうえ、効果的なマッチングを行うこと。
- ・県内観光事業者のタリフ情報や写真は、データで一覧化し、韓国旅行会社等に提供すること。
- ・マッチング内容をもとに、商談会のタイムスケジュールを作成すること。

②県内観光事業者等向け事前勉強会

- ・韓国市場のニーズや商談会の準備など、効果的な商談や誘客促進に関する勉強会を開催すること（オンライン可）。

(6) 商談会

①開催形式

- ・マッチング形式で開催すること。
- ・韓国旅行会社等ごとに商談ブースを設置し、県内観光事業者等がタイムスケジュールに合わせてブース移動する方法とすること。
- ・1回の商談につき、原則、15～25分程度とすること。
- ・より効果的な方法が考えられる場合は、代替案を提案すること。

②配布資料

- ・全体の進行スケジュール、商談会のタイムスケジュール、参加者の情報等を電子データ及び紙媒体で作成すること。
- ・参加者に電子データを事前配布すること。
- ・紙媒体でも確認できるよう必要部数準備し、受付時に配布すること。

③運営

- ・受付ブースを設置し、受付を行うこと。
- ・必要に応じて会場内の誘導を行うこと。
- ・アナウンス、タイムキーパー等など必要な人員を確保すること。
- ・通訳（15名程度）を手配すること。なお、マッチング等により通訳の増減が発生する場合は、委託者と協議のうえ決定すること。
- ・事前に通訳と情報共有や調整を行い、円滑で効果的な商談を行うこと。

（7）懇親会

①開催形式

- ・円卓で着座形式での開催とすること。
- ・1卓あたりの人数は8～10名程度で10卓程度準備すること。
- ・韓国旅行事業者等と県内観光事業者等がコミュニケーションを取れるよう配置すること。
- ・より効果的な方法が考えられる場合は、代替案を提案すること。

②参加者

- ・韓国旅行会社等は、30名程度の参加を想定すること。
- ・県内観光事業者等は、40名程度の参加を想定すること。
- ・参加者の増減が発生する場合は、委託者と協議のうえ決定すること。

③食事等の準備

- ・人数分の料理と飲み物等を手配すること。
- ・1卓につき通訳者を1名以上手配すること。

④参加費

- ・韓国旅行会社等は無料とする。
- ・県内観光事業者等は実費相当額（1万円程度）の参加費を徴収し、当該事業費に充当すること。

（8）観光PRセミナー

- ・開催時間は、商談会または懇親会の前後とする。
- ・パソコン、スクリーン、マイクを手配すること。
- ・通訳1名を手配すること。
- ・より効果的な方法が考えられる場合は、代替案を提案すること。

（9）商談会後のアンケート及びフォローアップ

①商談会後のアンケート

- ・商談会終了後に、韓国旅行事業者等と県内観光事業者等を対象としたアンケートを実施すること。
- ・アンケート項目は、商談の満足度、商談成果、意見・要望等とすること。
- ・アンケートを集計し、委託者に報告すること。

②フォローアップ

- ・商談結果やアンケートを踏まえ、委託者に対して必要な助言を行うこと。

4 成果物及び提出時期

成果物名	内容	成果物の規格	提出時期
委託業務報告書	本業務における全ての実施内容及び検証結果を記載	A4判 電子データ	契約終了後、速やかに提出

5 その他留意事項

- (1) 仕様書の内容については、契約後、予算の範囲内で変更する場合がある。
- (2) 受託者は、委託者と業務の実施体制及び進捗状況について綿密に調整することとし、円滑に業務を実施することとする。
- (3) 成果物については、原則として委託者の業務の実施、運営、広報等のために必要な範囲内で、委託者自らが複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすることまたは委託者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせることができるものとする。
- (4) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受託者がその使用に関する一切の責任を負うこと。
- (5) 受託者は、本業務の成果物に係る著作権を、各成果物引き渡し時に、委託者に譲渡するものとする。ただし、譲渡する以外に有効な手法がある場合は、適宜提案すること。なお、使用に関して条件や制限があるものについては、その都度両者で別途協議するものとする。
- (6) 委託者が上記5で譲渡を受ける権利には、著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利も含むものとする。
- (7) 委託者が著作権を行使する場合において、受託者は、著作権法第19条第1項または第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。
- (8) 当該委託業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、または本業務以外の目的に使用してはならない。本業務委託期間が終了し、または本業務委託契約が解除された後についても同様とする。
- (9) 受託者は、本業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき事由により委託者に損害を与えたときは、その損害の責めを負う。
- (10) 本事業の目的に照らし合わせて新たに盛り込むべきと考えられる独自の手法等があれば、適宜提案すること。